

平成 22 年 9月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
35	介護給付費等準備基金積立金			新規	拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管	
介護保険事業特別会計	4	1	1	保健福祉局 福祉部 介護保険課	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等	平成12年度介護保険の保険者の予算編成について、さいたま市介護保険給付費等準備基金条例				
予算要求事業の概要					
内容	平成21年度の介護保険事業特別会計の収入支出決算剰余金から、社会保険診療報酬支払基金・国・県負担金の前年度超過交付分の償還金を差引いた金額を、介護保険給付費等準備基金へ積み立てます。				
目的・目標	<p><目的> 介護保険事業は3年を1期とした中期財政運営(平成21~23年度)であるため、単年度における収支差額が発生した場合は、準備基金をもって運用し、介護保険事業の安定した運営を確保します。</p> <p><目標(平成22年度末)> 準備基金の残高(平成22年度末見込) 4,895,138,138円</p>				
現状と課題	<p><現状(平成21年度末時点)> 特別会計繰越金 - 償還金 = 実質剰余金 841,266千円 - 245,527千円 = 595,739千円</p> <p><課題> 介護保険事業は3年を1期とした中期財政運営であるため、単年度で収支差額が発生しても3年間の事業計画期間(平成21~23年度)を通して収支が均衡することになりますが、保険給付費及び介護保険料の額が百億円単位と高額であるため、正確に額を見込むことが困難です。そのため、3年間の事業計画で準備基金に剰余が発生した場合(収入過多の場合)は、剰余分を次期計画に繰り入れ、第1号被保険者保険料の上昇分を抑制する予定です。</p>				
今後のスケジュール	平成22年9月定例会にて議案が可決された後、速やかに平成21年度の介護保険事業特別会計の収入支出決算剰余金から、社会保険診療報酬支払基金・国・県への前年度超過負担分の償還金を差引いた金額を、介護保険給付費等準備基金へ積み立てます。				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	平成21年度の繰越金を早期に準備基金に積み立てることで、介護保険事業の安定した運営を確保することが出来ます。
	実施義務	さいたま市介護保険給付費等準備基金条例
効果	他市の実施状況	政令市：介護保険事業特別会計で剰余金が発生している市 県内他市：介護保険事業特別会計で剰余金が発生している市
	対象者	介護保険被保険者
	効果	介護保険事業の安定した運営を確保します。

3 補正前予算額、補正予算要求、査定の内容

(単位：千円)

	金額	備考
平成22年度	補正前予算額 30,115	<積算内訳> 1 基金運用利子
	財源内訳 財産収入 30,115	
9月補正予算	補正予算要求 595,739	<積算内訳> 1 介護保険事業特別会計の実質剰余金
	財源内訳 繰越金 595,739	
9月補正予算	財政局長査定 595,739	<査定内容> 1 介護保険事業特別会計の実質剰余金
	財源内訳 繰越金 595,739	
<査定理由> 繰越金額の確定に伴い、介護保険給付費等準備基金に速やかに積み立てるべきと判断し、9月補正予算に計上することとしました。		
9月補正予算	市長査定 595,739	<査定内容> 1 介護保険事業特別会計の実質剰余金
	財源内訳 繰越金 595,739	
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		